

## 住居確保給付金の支給について

千代田区生活支援課 電話 03-5211-4126

離職により住居を失った方や失うおそれがある方で、働く意欲があり、千代田区が作成したプランに基づいた求職活動を続ける方に、原則として3か月間、家賃を助成します。

### 次のすべてに該当する方が利用できます。

- ☆離職や廃業により経済的に困窮し、住居を失った方・失うおそれのある方
- ☆離職後2年以内で、65歳未満の方
- ☆離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ☆ハローワークに求職の申込みをして、常用就職を目指した求職活動を熱心に行う方
- ☆申請する方と生計をともにする同居の方が、国の雇用施策による給付や東京都・千代田区等による類似の給付や貸付を利用中でないこと
- ☆申請する方と生計をともにする同居親族が、いずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ☆申請日における世帯金融資産合計額が次の金額であること
  - 【単身世帯】50万4千円以下
  - 【2人世帯】78万円以下
  - 【3人以上世帯】100万円未満
- ☆申請月の世帯収入合計額が次の金額以下であること
  - 【単身世帯】153,800円
  - 【2人世帯】205,000円
  - 【3人世帯】253,000円
  - 【4人世帯】300,000円
  - 【5人世帯】346,000円

### 支給額 次の計算式により算出した額を支給します。

- 【単身世帯】＝ 69,800 －（申請月の世帯収入額 － 84,000）
- 【2人世帯】＝ 75,000 －（申請月の世帯収入額 － 130,000）
- 【3人世帯】＝ 81,000 －（申請月の世帯収入額 － 172,000）
- 【4人世帯】＝ 86,000 －（申請月の世帯収入額 － 214,000）
- 【5人世帯】＝ 91,000 －（申請月の世帯収入額 － 255,000）

### 給付金支給中に行っていただく活動等

- ☆期間に定めのない労働契約又は期間6か月以上の労働契約による就職を目指すこと
- ☆1か月に4回以上、千代田区支援員による面接等の支援をうけること
- ☆月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること
- ☆原則として週1回以上、求人先への応募を行い求人先の面接を受けること

## 申請に必要なもの

- 1 申請書（「住居確保給付金申請書」、「住居確保給付金申請確認書」）
- 2 印鑑
- 3 本人確認書類 住民票、運転免許証、住民基本台帳カード、各種福祉手帳、健康保険証、住民登録証明書のいずれか
- 4 離職関係書類 離職後2年以内であることが、確認できる書類の写し等
  - (1) 自営業 個人事業者の廃業届
  - (2) 被雇用者 雇用保険受給資格者証、離職票、離職直前の雇用主の発行する離職証明書（社名、代表者名、連絡先、雇用形態、職種、採用年月日及び離職年月日明記、社判捺印のこと。）等のいずれか。（雇用者からの書類が無い場合は、別途相談）
- 5 収入関係書類 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、現在の収入が確認できる書類の写し（給与明細書、給与振込みの記録がある通帳等）
- 6 預貯金関係書類 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し（直近日の記帳がしてあること。出し入れがなく記帳できない場合は、ATMの残高照会票を添付。公共料金の引き落とし記録があるものを含むこと。）
- 7 求職申込み関係書類
  - (1) 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」
  - (2) 公共職業安定所から交付を受けた求職受け付け票（ハローワークカード）
- 8 入居住宅関係書類
  - (1) 不動産業者等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」
  - (2) 賃貸借契約書の写し

## 家賃助成する住宅に関する書類について

### ★住居を失った方

住居確保金支給申請書（写）をお渡ししますので、不動産仲介業者等に提示して、家賃 69,800 円以下の住宅を確保してください。該当する住宅が見つかったら、不動産仲介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」を記入してもらい、住宅の賃貸借契約書（写）とともに区役所へ提出してください。

### ★住居を失うおそれのある方

住居確保金支給申請書（写）をお渡ししますので、不動産仲介業者等に提示して、「入居住宅に関する状況通知書」を記入してもらい、区役所に提出してください。

## こんな場合は、給付を中止します！

☆常用就職により得られた収入から助成額を再計算すると「0円」になる場合

☆就職活動プランに沿った活動を行わない場合

☆虚偽の申請等不適正な受給が明らかとなった場合

## 住宅の初期費用や生活費が必要な方には

賃貸住宅への入居に必要な敷金・礼金等の初期費用や当面の生活費負担が困難な方には、社会福祉協議会の貸付金をご紹介します。

（千代田区社会福祉協議会：千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階

電話：03-3265-1901 FAX：03-3265-1902）